

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、「告訴・告発・請求事件受理及び処理報告（開示請求者に係る過失傷害及び道路交通法違反（安全運転義務違反）被疑事件（告訴事件）」（以下「本件対象保有個人情報1」という。）、「警察本部長事件指揮簿（様式第1号）（開示請求者に係る過失傷害及び道路交通法違反（安全運転義務違反）被疑事件（告訴事件）」（以下「本件対象保有個人情報2」という。）及び「警察本部長事件指揮簿（様式第2号の2）（開示請求者に係る過失傷害及び道路交通法違反（安全運転義務違反）被疑事件（告訴事件）」（以下「本件対象保有個人情報3」という。）について、平成29年11月14日付けで行った部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求等の経緯

(1) 処分の経緯

ア 審査請求人は、平成29年10月6日付けで、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「〇〇年〇〇月〇〇日発生の交通事故（私にかかる自転車同士の事故）の実況見分調書（様式27号）及び告訴調書について、決裁したことがわかる行政文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、平成29年10月23日付けで、条例第22条第2項の規定に基づき、保有個人情報開示決定等期間延長を行い、審査請求人に通知した。

ウ 実施機関は、平成29年11月14日付けで、条例第21条第1項の規定に基づき、部分開示決定（以下「本件対象保有個人情報1」についての部分開示決定を「本件処分1」と、「本件対象保有個人情報2」についての部分開示決定を「本件処分2」と、「本件対象保有個人情報3」についての部分開示決定を「本件処分3」という。）を行い、審査請求人に通知した。

(2) 審査請求の経緯

審査請求人は、平成29年11月24日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、実施機関の上級行政庁である埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、本件処分1～3につき審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（3）審議の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、平成30年7月3日付けで、諮問庁から条例第42条の規定に基づく諮問を受け、弁明書の写しを受理した。

イ 当審査会は、本件審査請求について、平成30年9月13日、諮問庁の職員からの意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

（省略）

4 諮問庁の主張の要旨

（1）本件処分1～3で不開示とした情報について

ア 警部補以下の職員の氏名及び印影

開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、また、当該警察職員及びその家族等の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがあるなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、条例第17条第3号及び第5号に該当する。

イ 開示請求者以外の個人に関する情報

開示請求者以外の個人に関する情報であって、条例第17条第3号イ、ロ又はハのいずれにも該当しないものであり、特定の個人を識別することができるものとして、条例第17条第3号により不開示とする情報に該当する。

また、本件対象保有個人情報1においては、開示することにより、記録に基づく告訴事件の受理及び処理等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第17条第7号に該当する。本件対象保有個人情報2及び3においては、開示することにより、記録に基づく告訴事件の処理等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第17条第7号に該当する。

(2) 本件処分2で不開示とした「事件の概要」欄の一部について

警察職員が調査や捜査の過程で把握した情報あるいは捜査上の判断に係る情報であつて、開示することにより、交通事故に係る調査や捜査等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、条例第17条第5号に該当する。

また、開示することにより、記録に基づく警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第17条第7号に該当する。

(3) 本件処分3で不開示とした「伺事項」欄の一部及び欄外の一部について

刑事事件について司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報に該当することから、条例第60条第2項により、条例第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定が適用されない。

(4) 弁明書

ア 本件処分1～3の共通の不備との主張について

本件対象保有個人情報1～3は、いずれも埼玉県警察本部交通部交通捜査課が、〇〇警察署からファクシミリにより受信したものであり、それぞれの写しを部分開示した。

審査請求人は、写しによる開示であつたこと、写しが真正であるか不明であること、ファクシミリにより送信された文書でありながら送信元及び送信先の表示が消されていることを理由として、本件対象保有個人情報1～3について、送信元及び送信先の表示がある文書の開示を求める旨を主張する。

これに対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日、実施機関は審査請求人に対して、本件対象保有個人情報1～3の原本を閲覧させた。なお、原本閲覧における不開示部分は、本件対象保有個人情報1及び2については本件処分1及び2と同様とし、本件対象保有個人情報3については、本件処分3における不開示部分の一部を閲覧させた。

実施機関は、審査請求人に対し、本件対象保有個人情報1～3の原本を閲覧させることにより、原本においてもファクシミリの送信元及び送信先が表示されていない旨を説明している。

イ 本件処分2について

審査請求人は、〇〇警察署長を含めた関係者を告訴していること、事故の相手方

の不起訴処分に対して検察審査会に審査の申立てを行っていること、犯罪被害者として「事件の概要」の全部開示は必要であること及び不開示としたことは実施機関による隠蔽工作の可能性があることを理由として、本件対象保有個人情報2の「事件の概要」欄の全部開示を主張する。

実施機関は、「事件の概要」欄の不開示部分は、条例第17条第5号及び第7号に規定する不開示情報に該当するものとして不開示としたものであり、審査請求人の主張によって不開示情報該当性は否定されない。

ウ 本件処分3について

審査請求人は、本件対象保有個人情報3の文書の上端が欠損していること、「報告事項」が不開示であること、「伺事項」の2行目から4行目までが不開示であること、〇〇警察署長を含めた関係者を告訴していること、事故の相手方の不起訴処分に対して検察審査会に審査の申立てを行っていること、犯罪被害者として事件概要部分の全部開示は必要であること、「指揮事項」欄の「よろしい」の記入者は〇〇交通部長であること及び不開示としたことは実施機関による隠蔽工作の可能性があることを理由として、本件対象保有個人情報2の「事件の概要」欄の全部開示を主張する。

実施機関は、本件対象保有個人情報2の「事件の概要」欄の不開示部分は、条例第17条第5号及び第7号に規定する不開示情報に該当するものとして不開示としたものであり、請求人の主張によって不開示情報該当性は否定されない。

なお、審査請求人は、本件対象保有個人情報2の「事件の概要」欄の全部開示を求める理由として本件対象保有個人情報3の部分開示決定処分を指摘しているものであって、当該処分の取消しは主張していないことから、当該処分に係る弁明はない。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報1～3について

本件対象保有個人情報1は、「告訴・告発・請求事件受理及び処理報告」に記載された審査請求人の個人情報である。「告訴・告発・請求事件受理及び処理報告」は、埼玉県犯罪捜査規程（平成3年1月1日警察本部訓令第1号）に規定された様式であり、告訴・告発等事件を受理した際に、その要旨や捜査の経過等が記載される文書である。

本件対象保有個人情報2は、「警察本部長事件指揮簿（様式第1号）」に、本件対象保有個人情報3は、「警察本部長事件指揮簿（様式第2号の2）」に記載された審査請求人の個人情報である。「警察本部長事件指揮簿（様式第1号）」及び「警察本部長事件指揮簿（様式第2号の2）」は、いずれも埼玉県犯罪捜査規程に規定された様式であり、具体的事件に関して埼玉県警察本部長の指揮事項等の捜査事項が記載される文書である。

諮問庁によれば、本件対象保有個人情報1～3は、〇〇警察署で作成され、〇〇警察署長が決裁した後、ファクシミリで埼玉県警察本部交通部交通捜査課に送付され、埼玉県警察本部において決裁を受けたものとのことである。

そして、審査請求人は、交通事故の実況見分調書及び告訴調書について、決裁したことがわかる行政文書の開示を求めているため、諮問庁は、本件開示請求からは実況見分調書や告訴調書自体の開示を求めているものではないと判断できることから、告訴事件処理の一連の流れにおいてそれらが決裁されたとわかる文書として本件対象保有個人情報1～3を特定したと説明している。

審査請求人は、本件処分1～3に対して本件審査請求を行い、次のとおり主張しているので、当審査会は、本件対象保有個人情報1～3を見分した上で、それぞれ検討する。

なお、審査請求人は、本件処分1及び3について、不開示とした部分の開示を求める審査請求をしていないことから、当審査会は、当該不開示部分の不開示情報該当性についての判断はしない。

(2) 送信元及び送信先が表示されていないこと等について

ア 審査請求人は、本件対象保有個人情報1～3について、審査請求人が閲覧した写しが真正であるか不明であり、ファクシミリで送信された文書でありながら送信元及び送信先の表示が消されているとして送信元及び送信先が表示された保有個人情報の開示を求めている。

さらに、本件対象保有個人情報3において、文書の上端部の決裁欄に欠損部があり、欠損している欄は、「様式第2号の2」の印字の上に被っているため、偽造の可能性があると見て、上端部の決裁欄並びに送信元及び送信先の表示された保有個人情報の開示を求めている。

イ 諮問庁によれば、一般に、ファクシミリの送信元及び送信先の表示の有無は機器の設定によるものと思料されるが、実施機関が所有するファクシミリの全てにおいて、送信側及び受信側の設定が現在どのようになっているか、またそれが過去においてどういった設定になっていたかは不明とのことであった。

さらに、本件対象保有個人情報3の上端部が欠損したことについては、ファクシミリの送信時又は受信時等の何らかの要因により上端部がわずかに表示されなかったものと思料されるとのことであった。

ウ 当審査会で本件対象保有個人情報1～3を見分したが、諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、また、審査会事務局職員に実施機関がファクシミリで受信し現在保有する他の複数の公文書を確認させたところ、送信元及び送信先の表示の有無については保有する公文書により様々であることが認められた。

さらに、本件対象保有個人情報3の上端部が欠損していることにより、それが偽造されたものといえるまでの理由も認められない。

エ したがって、本件開示請求に対して実施機関が本件対象保有個人情報1～3を特定した点において、不備は認められない。

(3) 本件処分2について

審査請求人は、本件処分2を取り消し、実施機関が不開示とした部分の開示を求めているので、本件対象保有個人情報2を見分した上で、不開示部分の不開示情報該当性について以下検討する。

ア 警部補以下の職員の氏名及び印影の条例第17条第3号該当性について

条例第17条第3号は、「開示請求者（中略）以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）（中略）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定し、ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する場合は不開示情報から除くものとしている。

このうち、同号ただし書ハでは、「当該個人が公務員等（中略）である場合におい

て、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は開示するとしているが、当該公務員等の氏名については開示することとしていない。

これは、公務員等の職及び職務の遂行に関する情報のうち当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けたものと解される。

したがって、これら職務の遂行に係る情報の中に当該公務員等の氏名が含まれる場合は、同号ただし書イ「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するときに限り開示することとなる。このうち、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合とは、実施機関により氏名を公表する慣行がある場合や、実施機関により作成され、又は実施機関が公にする意思をもってあるいは公にされることを前提に提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に氏名が掲載されている場合等が該当すると考えられる。

警部補以下の職員の氏名は、埼玉県職員録においても、また、新聞の人事異動情報等でも公表されていない。そのため、これらの情報は、慣行として開示請求者が知ることができる情報とはいえ、知ることが予定されている情報ともいえないことから、同号ただし書イには該当しない。また、当該不開示部分が、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

したがって、警部補以下の職員の氏名及び印影は、条例第17条第3号に規定する不開示情報に該当する。

なお、当該不開示部分については、上記のとおり条例第17条第3号に該当することが認められるため、同条第5号該当性については判断するまでもない。

イ 開示請求者以外の個人に関する情報の条例第17条第3号該当性について

本件対象保有個人情報2の被疑者欄は、警察官が現場に臨場した際、事案を処理するため開示請求者以外の当事者から聴取した内容が記載されており、当該記録は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを

含む。)と認められ、条例第17条第3号ただし書きイ、ロ又はハに掲げる情報に該当する事情は認められない。

したがって、本件対象保有個人情報2の開示請求者以外の個人に関する情報は、条例第17条第3号に規定する不開示情報に該当する。

なお、当該不開示部分については、上記のとおり条例第17条第3号に該当することが認められるため、同条第7号該当性については判断するまでもない。

ウ 「事件の概要」欄で不開示とした部分の条例第17条第5号該当性について

条例第17条第5号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報として規定している。

同号で「おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とされている点については、同号に規定する情報に該当するかどうかの判断は犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かを審理・判断することが適当であるため、このような規定となっているものである。

当審査会が本件対象保有個人情報2の「事件の概要」欄の不開示部分を見分したところ、実施機関による調査及び捜査によって得た事実が具体的かつ詳細に記載されており、実施機関の視点及び関心等が明らかとなる部分であることが認められる。

したがって、当該不開示部分は、開示することにより、犯罪の予防や捜査等公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあるとした実施機関の判断には相当の理由があると認められることから、条例第17条第5号に規定する不開示情報に該当する。

なお、当該不開示部分については、上記のとおり条例第17条第5号に該当することが認められるため、同条第7号該当性については判断するまでもない。

(4) その他

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

早川 和宏、西田 幸介、東谷 良子

審議の経過

年 月 日	内 容
平成30年 7月 3日	諮問（諮問第153号）を受け、弁明書の写しを受理
平成30年 9月13日	諮問庁からの意見聴取及び審議
平成30年10月29日	審議
平成30年11月27日	審議
平成30年12月25日	審議
平成31年 1月21日	審議
平成31年 2月27日	答申